

特定非営利活動法人 ハッピーインコ 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 ハッピーインコ という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を長崎県佐世保市木風町787番地6に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、鳥類と人との共尊共生をめざす活動を通じて、飼育動物の適正飼養、動物愛護、動物福祉、自然環境保護についての教育啓発、及び、動物の保護、自然環境保護に関する各種事業、また、精神的、肉体的、及び、生活向上促進を目的とする動物介在療法、動物介在教育、動物介在活動に関する各種事業を行うことで、人と動物が調和し、共生する社会づくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (7) 消費者の保護を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- ① 飼育動物の適正飼養、および、動物愛護精神、動物福祉精神、ならびに、自然環境保護に関する教育啓発事業、および、他団体等との交流、連携、支援に関する事業
- ② 動物介在療法、および、動物介在教育、ならびに、動物介在活動に関する事業
- ③ 飼育動物の保護、および、里親募集などの支援に関する事業
- ④ 保護動物の終生飼養施設の運営
- ⑤ 動物福祉を鑑みて適正に繁殖された動物の販売に関する事業
- ⑥ ペット関連商品、および、動物愛護、動物福祉に関する啓発商品の売買、製造、及び、輸

出入業務

第3章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の三種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、共に事業の推進を図る個人、及び、団体
- (2) 贊助会員 この法人の目的に賛同し、贊助の意思を持つ個人、及び、団体
- (3) 名誉会員 この法人の目的に対して、大きな貢献のあったものは、総会の承認を得て名誉会員とすることができます。

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、その旨を文書で代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金、及び、会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は、会員である団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で代表理事に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会において役員総数の3分の2以上の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えるなければならない。

- (1) 法令、定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を棄損し、設立の趣旨に反し、又は、秩序を乱す行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費、及び、その他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 役員及び職員

(役員の種類、定数及び選任等)

- 第13条 この法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事 3人以上10人以下
 - (2) 監事 1人以上3人以下

2 理事のうち、理事会の議決を経て1名の代表理事、1名の副代表理事を置くことができる。

3 理事は、理事会の議決において選任する。監事は、総会において選任する。

4 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。

5 役員のうちには、それぞれの役員についてその配偶者、若しくは、3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は、当該役員、並びに、その配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(役員の職務)

第14条 代表理事は、この法人を代表し、業務を総理する。

2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき、または代表理事が欠けたときにはその職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め、及び、理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。

- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務、又は、財産に関し不正の行為、又は、法令、若しくは、定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会、又は、所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況、又は、この法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は、理事会の招集を請求すること。

(役員の任期等)

第15条 役員の任期は2年とする。ただし、補欠のため、又は、増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者、又は、現任者の任期の残存期間とする。

2 役員は、辞任、又は、任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

3 役員は、再任されることができる。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員の解任)

第17条 役員が次のいずれかに該当する場合には、理事は理事会、監事は総会の議決により、その役員を解任することができる。この場合、その役員に対し、議決をする前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(役員の報酬)

第18条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員の総数の3分の1以下でなければならない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員、事務局の設置)

第19条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

3 事務局長及び職員の任免は、代表理事が行う。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第5章 総会

(総会の種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 監事の選任、解任、職務及び報酬
- (7) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる事由により開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号に基づき監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的、及び、審議事項を記載した書面、又は、電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において出席した正会員のうちから選任する。

(総会の定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

ただし、議事が緊急を要し、かつ出席した正会員の 5 分の 3 以上の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事、又は、正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面、又は、電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(総会における表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は、他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム（発言等の情報伝達の双方向性、及び、即時性が確保されているものに限る。以下同じ。）によって、総会に参加し、表決することができる。

4 前 2 項の規定により表決した正会員は、第 26 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 3 号、及び、第 47 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

5 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

(総会の議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の総数

- (3) 総会に出席した正会員の数（書面、電磁的方法、若しくは、オンライン会議システムによる表決者、又は、表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）
 - (4) 議長の選任に関する事項
 - (5) 審議事項
 - (6) 議事の経過の概要、及び、議決の結果
 - (7) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長、及び、その会議において選任された議事録署名人 2 人が署名、又は、記名、押印しなければならない。
- 3 前 2 項の規定に関わらず、第 27 条第 3 項の規定により、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名、又は、名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(理事会の構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第 31 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 会員の除名
- (4) 理事の選任、解任、職務及び報酬
- (5) 事業計画及び活動予算の変更
- (6) 事務局の組織、及び、運営
- (7) 入会金、及び、会費の額
- (8) 借入金その他新たな義務の負担、及び、権利の放棄
- (9) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第 32 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的を示して招集の請求があったとき。

(3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2号、又は、第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的、及び、審議事項を記載した書面、又は、電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第35条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第36条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会における表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面、又は、電磁的方法をもって表決することができる。

3 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム（発言等の情報伝達の双方向性、及び、即時性が確保されているものに限る。以下同じ。）によって、理事会に参加し、表決することができる。

4 前2項の規定により表決した理事は、第35条、前条第2項、次条第1項第3号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

5 理事会の議決について特別な利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時、及び、場所
- (2) 理事の総数
- (3) 理事会に出席した理事の数、及び、出席者氏名(書面、電磁的方法、若しくは、オンライン会議システムによる表決者にあっては、その数を付記すること。)
- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過の概要、及び、議決の結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された 議事録署名人2人が署名、又は、記名、押印しなければならない。

第7章 資産、及び、会計

(資産の構成及び区分)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金、及び、会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 財産から生じる収益
- (6) その他の収益

2 この法人の資産は、特定非営利活動法人に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日までは、前事業年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。
- 3 前項の規定による収益費用は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。
- 4 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 45 条 この法人の事業報告書、活動計画書、貸借対照表、及び、財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 46 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れ、その他、新たな義務の負担をし、又は、権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散、及び、合併

(定款の変更)

第 47 条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に定める事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類、及び、当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所、及び、その他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 48 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由により解散する場合は、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 この法人が解散（合併、又は、破産手続開始の決定による解散を除く）したときに存する残余財産の帰属については、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうちから、解散時の総会の議決により選定したものに譲渡するものとする。

(合併)

第 49 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 50 条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載して行う。ただし、特定非営利活動促進法 第 31 条の 10、及び、第 31 条の 12 の公告は官報に掲載して行う。

第 10 章 雜則

(施行細則)

第 51 条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事	芳賀 秀樹
理事	岩永 洋子
理事	林 伸行
監事	山下 恵

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 4 年 12 月 31 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 43 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 3 年 12 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の事業年度の入会金、及び、会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員

1 入会金 0 円
2 年会費 一口 1,200 円 (一口以上)

(2) 贊助会員

1 入会金 0 円
2 年会費 一口 1,200 円 (一口以上)

(3) 法人会員 (正会員・贊助会員共に)

1 入会金 0 円
2 年会費 12,000 円

(4) 名誉会員

1 入会金 0 円
2 年会費 0 円

附則

この定款は、令和 年 月 日から施行する。